

平成23年度第2回弘前市まちづくり1%システム審査委員会 会議録概要（1日目）

日 時：平成23年7月23日（土）
午前9時30分～午後5時50分
場 所：弘前文化センター2階 中会議室

出席者：審査委員 檜楨委員長、阿部副委員長、島委員、成田委員、齋藤（秀）委員、
清藤委員、齊藤（き）委員、小山委員、前田委員、吉本委員、
東谷委員、長内委員、工藤委員、田中委員
※1名欠席
市民生活課 佐々木課長、北岡参事、堀川総括主査、葛西主事

- 1 公開ヒアリング（午前9時30分～午後3時50分）
1事業あたり約10分でヒアリングを実施
（5分以内で事業内容の説明。その後5分程度で質疑応答。）
- 2 公開審査会（午後4時00分～午後5時50分）
審査会の進め方について
1事業ごとに審査。ただし、類似の事業についてはまとめて審査。
事務局が作成したタタキ台を基にして委員会で審査。
29事業のうち12事業について審査。（残りは7月25日に審査）

《審査内容》

- 1：開保地堰U字溝設置事業／十面沢町会、 3：山岸堰改良事業／国吉町会

【事務局案】

- ・春の融雪や集中豪雨などの決壊の防止、防火用水や融雪用水の確保が可能となり、地域の安全と生活環境の向上に寄与する事業。2事業ともに対象事業として適当（申請金額どおり）。

【主な意見】

- ・他に活用できる制度がないか慎重に検討すべき。
- ・そもそもこれは行政がやるべき事業だと思う。
- ・市民ができるものは市民がやる、市民が出せない費用は行政が出すという、市民との「協働」という役割分担が打ち出せた事業。
- ・平成22年度までは助成制度があったが、今年度からは無くなったため、この制度へ申請することになったということ。

【採択結果】

2事業ともに採択（申請金額どおり）

※活用できる市の制度が他にないか確認が必要（7月25日審査会において報告）

● 2 : 地球温暖化防止活動普及イベント事業 / 「もったいない」 つがるの会

【事務局案】

- ・地球温暖化防止の民意を浸透させるという目的は良いが、エコ活動を勧めるための特定の関連商品の普及を促進させる内容。対象事業として不適。

【主な意見】

- ・企業との連携が見え隠れする事業（対象外の事業「営利を目的とする事業」に近い事業）。

【採択結果】

取り組みは良いが、参加する特定の企業の営利に結びつく可能性が高い事業と判断。
⇒ 不採択

● 5 : 町内衛生環境向上活動 / 福村町会

【事務局案】

- ・外注のごみ集積所小屋の設置。自ら実践することにより地域課題を解決し、「市民力」による魅力あるまちづくりの推進を図ることを目的とする、本制度の趣旨と合致しないと判断し、対象事業として不適。

【主な意見】

- ・カラスの問題を考えると、町会の人だけにやらせるのではなく、市の予算の中に、いくらかでも小屋設置の予算を設けられないか。
- ・町会が知恵を絞って、カラスに負けないくらいの工夫をもって対応すべき。一つ認めると、全部の町会に及んでしまう。
- ・新たにごみ集積所小屋を作るというのは、町会で対応するのが原則ではないか。
- ・市内に4,000箇所も集積所があるなら、カラスの対策を取っているところが沢山ある。そういう工夫を調べてお知らせし、各町会でやってもらえば良い。

【採択結果】

本制度の趣旨と合致しないと判断。 ⇒ 不採択

● 6 : 福村町会内の環境美化活動 / 福村町会

【事務局案】

- ・側溝の清掃については、市から、実施した町会に対して報償金を支給している。また、台数に限りはあるが、側溝清掃に必要な蓋上げ器の貸出も行っている。市からの貸出台数を増やし対応した方が効率的であり、対象事業として不適。

【主な意見】

- ・市で貸出するのは良いが、貸す側も、整備した蓋上げ器を用意すべき。
- ・これを一つ認めたら全町会に及ぶもの。使用頻度も低い。

【採択結果】

担当課に、今後の対応について確認後、7月25日（月）に再審査。（保留）

● 7 : 城西学区安全で安心なまちづくり推進事業 / 城西学区子ども安全サポート推進事業部

【事務局案】

- ・地域住民の安全で安心して暮らせるまちづくりに寄与する事業。対象事業として適当（申請金額どおり）。

【主な意見】

- ・事務局案どおり賛成。

【採択結果】

採択（申請金額どおり）

●9：「かかしコンテスト」による葛原地域活性化事業／葛原町会

【事務局案】

- ・地域の一体感の醸成が図られ、賑わいの創出、地域の活性化につながる事業。対象事業として適当。
- ・団体構成員に対する謝礼や使用料については対象外。

【主な意見】

- ・事務局案どおり賛成。

【採択結果】

採択（団体構成員に対する謝礼及び田んぼ使用料については補助対象外）

●11：コミュニティシネマ事業「harappa 映画館」／NPO 法人 harappa

【事務局案】

- ・「弘前市中心市街地活性化基本計画」に位置づけられている事業で、世代を超えた交流や街なかに歩いて出かけるきっかけともなる。また、市の文化振興に有効な事業。対象事業として適当（申請金額どおり）。

【主な意見】

- ・「市民力」ということに立つと、イベントの専門家による申請というふうに感じられる。1%システムでなくても、どこかから支援をもらって実施できる事業ではないかと思う。
- ・団体の話の中で、せっかくこの市民参加型の制度ができたので、それに関わって広報してやろうといった内容もあったように思う。

【採択結果】

採択（申請金額どおり）

●12：若手アーティスト支援事業「ARTippo」／NPO 法人 harappa

【事務局案】

- ・若い世代を中心とした市民の中心市街地への新たな来街機会の創出が期待される。対象事業として適当（申請金額どおり）。

【主な意見】

- ・講師謝礼や交通費が、異常な金額になっていなければ良い。実績報告の際に領収書等で確認が必要。

【採択結果】

採択（申請金額どおり）

●18：防犯対策事業「町内防犯巡回と防犯のための街灯設置事業」／槌子町会

【事務局案】

- ・街灯の新設については市の既存事業があり、街灯の器具取替えについても市からの街灯交付金に維持管理費を上乗せして交付されている。防犯巡回による声かけ活動や街灯の点検に係る経費については、犯罪防止効果が期待できるので対象事業として適当とし、街灯器具に係る経費については対

象外。

【主な意見】

- ・今後の課題として、審査の段階で不適となる可能性が高い事業については、申請時点で指導する必要があるのではないか。
- ・金額によって、いくらまでは書類審査、それ以上はヒアリングというやり方をしてはどうか。

【採択結果】

採択（街灯の新設・取替えに関わる費用については、既存の市の制度があるため補助対象外）

●21：築城400年記念「たか丸くん文学賞」設立事業／弘前文学学校

【事務局案】

- ・弘前市民を対象とする文学賞は無いため、市民の文学への関心が高まることが期待でき、弘前を再認識する機会となり人づくりにもつながる事業。対象事業として適当。
- ・謝礼は団体構成員に対するものであり、また、印刷製本費は年度内に金額が確定しないため対象外。賞金については、市で現金等での対応はしていない。市に後援願いが提出された際には、市長賞として楯又はトロフィーで対応している。それに倣った経費の金額を補助対象。

【主な意見】

- ・賞金というものの原資は、普通自分たちのところで出すものではないか。
- ・だいぶ経費が削られてしまうなら、事業そのものを不適とした方が良いのでは。
- ・対象事業として適当としているにもかかわらず認める補助金が少ないので、団体が、この金額では事業ができないと申請を辞退する大変さがないか気になる。

【採択結果】

採決にあたり、賛成・反対両方の意見があり多数決により決定。

賛成多数により採択（賛成11名）。

（団体の構成員に対する謝礼や年度内で確定しない経費は補助対象外。受賞者への賞は賞品とし、小説とエッセイの各第一位に対する経費のみを対象とする。）

●29：～学生の力でバス・電車を使いやすく！～

人とまちを繋ぐ情報誌「ほっと」発行プロジェクト／H・O・T Managers

【事務局案】

- ・学生の力を前面に出した事業。公共交通の利用促進に一定程度期待できる事業。事業が継続展開することに期待したい。対象事業として適当（申請金額どおり）。

【主な意見】

- ・弘南鉄道プロジェクトに関わる民間団体と連携していけば、大学生を育てることができるので非常に良い事業。
- ・このような積極的な事業はとても意義のある事業。弘前にとって、課題をなげかけてくれた非常に良い事業。
- ・若い力は時代を変える大きな力である。他大学にも連絡をとり、大学の教授の意見も聞きながらやるということだったので、継続性については心配しなくても良いと思う。

【採択結果】

採択（申請金額どおり）

※保留となった1事業及び残りの17事業について、7月25日（月）に審査会を再開することで確認。

7月23日審査結果（29事業のうち12事業）

採択とする事業	9事業
不採択とする事業	2事業
保留	1事業

平成23年度第2回弘前市まちづくり1%システム審査委員会 会議録概要（2日目）

日 時：平成23年7月25日（月）
午後6時30分～午後10時10分
場 所：市役所2階 行政会議室

出席者：審査委員 檜楨委員長、阿部副委員長、成田委員、齋藤（秀）委員、清藤委員、
齊藤（き）委員、小山委員、前田委員、吉本委員、東谷委員、長内委員、
工藤委員、小林委員、田中委員
※1名欠席
市民生活課 佐々木課長、北岡参事、堀川総括主査、葛西主事
農村整備課（事業番号1・3のみ） 山田課長、小山主幹

1 公開審査会

7月23日に引き続き審査。

29事業のうち20事業について審査・確認（確認2事業、保留1事業、未審査17事業）

《審査内容》

（確認事業）

●1：開保地堰U字溝設置事業／十面沢町会、 3：山岸堰改良事業／国吉町会

【農村整備課からの説明】※7月23日審査「他に活用できる市の制度の確認」について。

農村整備課では、農業用の水路の整備（受益地が農地で受益者が農家）に対する補助制度を実施している。

今回の申請事業のような、防火用水・消流雪用水の確保などの生活環境の向上を目的とする事業は、この補助制度の対象とならない。

また、農道として利用している未舗装の道路を、受益者が労力負担するなどして、道路を舗装する場合には、（小規模農道整備事業）補助制度があるが、農道として利用している未舗装の道路に関するも、この申請事業が対象となるような補助制度はない。

【主な意見】

- ・そもそも、この1%システムには、ハード的な事業はそぐわない。
- ・農業用の施設に対しては補助があるが、多目的な機能を有する施設の整備に対する補助は無く、1%システムの制度ができ、その活用について指導があったと理解。

【採択結果】

7月23日の審査結果と変わらず、2事業とも申請金額どおり採択。

（保留事業）

●6：福村町会内の環境美化活動／福村町会

【事務局説明】

- ・7月23日の審査の中で「側溝蓋上げ器は、町会で買うより市の貸出台数を増やした方が良い」ということに関して、市としては、計画的に蓋上げ器を配備するとともに、貸出が一定期間に集中していることから、側溝清掃の時期を分散していただくようお願いしながら進めていきたいと考えていることから、今回の申請については不採択としたい。

【主な意見】

- ・市として対応していくということもあり、町会で買って実施していただくことについては不採択で良いのではないかと。

【採択結果】

市において、今後、計画的に蓋上げ器を購入し対応していく。 ⇒ 不採択

(未審査事業)

●17：槌子町会「自主防災事業」／槌子町会

【事務局案】

- ・自主防災組織の結成は弘前市において急務。町会自らが防災に取り組むのは望ましい事業だが、備蓄倉庫設置の前に、まず自主防災組織の結成や今後の防災計画を検討していただきたい。研修会についても市の出前講座等を活用して欲しい。対象事業としては不適ではないが、現段階としては不採択。

【主な意見】

- ・倉庫を設置する前に、避難場所へ地域の皆さんをどのように誘導するか計画やマップ作りなど、まず行ったうえでのことではないかと。
- ・災害マップなどは作ることが想定される。防災倉庫は無理でも、印刷やチラシについては、経費として認めてあげるべき。
- ・予算をみると、備蓄倉庫に係る経費がメイン。あとは、自分たちの会費でやれる部分。
- ・自主防災組織の設立が先。東日本大震災の際、自主防災組織が迅速に対応し、避難所を開設して地域住民に避難を呼びかけ例もある。研修会も、そういった活動事例を踏まえた形が良い。

【採択結果】

取り組みは良いが、備蓄倉庫設置の前に、まずは自主防災組織の結成と今後の活動計画の検討が優先されると判断。 ⇒ 不採択

●8：CLAP YOUR HANDS (クラブ エア ハズ) /CLAP(クラブ)

【事務局案】

- ・様々なジャンルのダンスの発表の場を、若い人たちの集客が少ない中心市街地、カルチャーロードに設け、商店街の人も巻き込んで実施するもので、対象事業として適当。
- ・ダンスの発表の場をつくるために必要な経費を対象にすべき。
ゲストという印象が強いダンサーの講師謝礼と旅費や、団体の運営費等で対応すべき経費（記録用カメラマン謝礼や出演交渉用燃料費など）、事業実施に必要性が低い経費（ホームページ作成料、チラシデザイン料など）については対象外。

【主な意見】

- ・初年度で完成形という事業ではなく、二年三年目と、だんだんステップアップしていくのが良い。
- ・ダンサーに関する経費は、単なるゲストというよりは講師的な意味合いもあり、この事業の起爆剤となるので対象とすべき。

- ・講師として予定している人は、様々なジャンルのダンスの講師としては違和感を感じる。
- ・ビックな方を呼べば集客が図れるが、「幅広いジャンルのダンスの発表の場を創る」という、この事業の趣旨から外れる。
- ・土手町を使って弘前に元気を与えようという若い人たちは応援してあげたい。
- ・講師については、最初は経費として見てあげ、いずれは、企業の協賛金・参加費など、自前で出来るよう期待している旨のコメントをつけてはどうか。

【採択結果】

この事業を補助対象とすることについては全員一致。

事務局案に、講師料をプラスすることに賛成か反対かについて採決。

賛成多数により採択（賛成10名）。

（講師謝礼と旅費は対象とし、団体の運営費等で対応すべき経費や事業実施に必要な経費については対象外）

●13：地域の文化資源を生かした生活の再発見プロジェクト「岩木遠足2011」／岩木遠足実行委員会

【事務局案】

- ・地域の資源を活用し、地域の活性化や賑わいを創出する事業。県外からの参加者が約7割あり、地域経済への波及効果が期待できる。対象事業として適当。
- ・構成員に対する交通費や、発注済の広告物とそのデザイン料・ウェブサーバー料、岩木遠足の事務委託については対象外。

【主な意見】

- ・市民力というより、イベント専門家が企画して事を成すという色が強い。この補助が無くとも実施できるのではないか。
- ・弘前は、外に（全国に）発信するというのが弱い。発信する機会がなかなか無い。弘前のことを外に発信しているNPOの活動を支援していかなければならない。

【採択結果】

採決にあたり、賛成・反対両方の意見があり多数決により決定。

賛成多数により採択（賛成8名）

（構成員に対する交通費、既に発注済の印刷費とデザイン料・ウェブサーバー料、団体の運営費等で対応すべき事務委託料については対象外。）

●14：日本語学習サポート事業／弘前日本語クラブ

日本語学習サポート事業にかかわる各種イベント事業／弘前日本語クラブ

【事務局案】

- ・14番及び15番の事業は、これまで、参加費100円をもらい実施してきている。今回の申請は参加費をもらわない計画だが、日本語を勉強するためであれば参加費を取るべき。14番は事業費が小額だが、15番は経費がかかる事業。参加費100円をもらい、14番と15番を合わせた事業として判断してはどうか。
- ・団体の運営費等で対応すべき経費（切手・はがき代、団体ロッカー使用料）、また、参加者又は団体の運営費等で対応すべき経費（津軽塗り材料費、クリスマスパーティのケーキ材料費、斜陽館入館料・体験料・交通費等）については対象外。

【主な意見】

- ・それぞれ1つのものとして審査すべき。14番は日本語を教える事業、15番は地域の文化を教える事業。
 - ・15番の方がお金がかかる事業で、体験学習をさせたいという団体の想いが強い。14番は与えるという色が強い。別々にしてもしなくても、一緒に学ぶということを考えれば、14番については参加費を取ってやれば良い。
- ⇒14番、15番、それぞれの事業ごとに審査

●14：日本語学習サポート事業

【主な意見】

- ・対象が外国の方であり、参加費はもらわなくても、申請どおりの内容で対象にして良い。
- ・今回採択となり参加費をもらわず実施し、来年申請して不採択となった場合、再び参加費をもらわなければならない。100円であれば、参加費をもらって事業を実施しても良いのではないか。
- ・日本人が月謝を払い外国語を習いに行くのと、日本に居る外国人に日本語のサポートをするというのは意味合いが違う。

【採択結果】

採決にあたり、賛成・反対両方の意見があり多数決により決定。
賛成少数により不採択（賛成5名。出席者の半数に満たさず）。
これまでどおり参加費を徴収して実施すべきと判断。 ⇒ 不採択

●15：日本語学習サポート事業にかかわる各種イベント事業

【事務局案】

- ・対象事業としては適当だが、津軽塗りの材料費やクリスマスパーティーのケーキに係る材料費、斜陽館への入館料・体験料・交通費等については、参加費や団体の経費で対応すべき。

【主な意見】

- ・この補助制度の対象は原則市内で実施される事業。申請内容に市外で実施する内容が含まれるので対象にできない。また、クリスマスパーティー（ケーキ）に係る材料費を認めるかどうか、町会のまつりの申請事業の経費にも関係してくる。
- ・三味線は弘前市内で勉強できる。りんご公園もある。弘前の1%であるので、弘前の中で事業をやっていただきたい。
- ・9番の葛原町会「かかしコンテスト」は、鯨ヶ沢へのバス代を認めている。斜陽館を認めないなら、かかしのバス代をどうするか。
- ・かかしの場合は、かかしを作るためにかかしを見に行くのだから、意味合いが違う。
- ・もの凄い小説家が津軽から生まれたということを、留学生にPRしてもらいたい。
- ・活動の中心が弘前市内にあり、その広がりという形で、斜陽館・太宰を国際交流の素材として使うという評価で良い。
- ・斜陽館までの交通費とケーキの材料費は対象とし、入館料・体験料は対象としないのが良い。
- ・共に学ぶということであれば、いくらかでも参加費をもらうべき。
- ・相手が留学生であるので、参加費は貰わなくても良い。
- ・各論については疑問が多いが、トータルで考え「留学生頑張れ」ということで、この事業にかかる経費全てを認めてはどうか。

【採択結果】

採決にあたり、参加費をもらい実施する事務局案に賛成の意見と、参加費は取らず団体の申請内容どおりの採択に賛成の意見があり、多数決により決定。

団体の申請内容どおりの採択に賛成多数。(賛成11名)

●19：弘前市市民後見人養成研修／一般社団法人権利擁護あおいもりねっと

【事務局案】

- ・平成24年4月老人福祉法等一部改正の施行により、市町村は、市民後見人の育成と人材活用の体制整備が必要となる。この事業は、今後の成年後見制度の拡充に寄与し、市が育成事業を実施する場合のモデル事業として活用することも可能であるため、対象事業として適当。
- ・研修会の準備・資料作成とスタッフの賃金については、会員やボランティアの方を活用してもらうことで対象外。

【主な意見】

- ・事務局案に賛成。

【採択結果】

採択（研修会の準備・資料作成とスタッフの賃金については対象外）

●20：子供の育成事業公開研修（ラーニングボックス学習法に基づく）／ラーニングボックス研究会

【事務局案】

- ・この学習法による学習効果が十分実証されておらず、現段階としては、1%システムの対象として客観的な判断が難しいため、対象事業として不適。

【主な意見】

- ・事務局案に賛成。

【採択結果】

この学習法による学習効果が現段階で十分に実証されていない。 ⇒ 不採択

●22：自然順応型健康法体験による健康と生きがいがづくり／弘前市民の森の会

【事務局案】

- ・中高年者を対象に、心も体も健康な市民を増やそうという内容。一回に対応できる人数が少ないが、新規の参加者を優先させるのであれば一定の公益性が認められる。対象事業としては適当。
- ・団体構成員に対する経費（顧問への謝礼・交通費）や、構成員で対応可能な道具運搬費、参加者で負担していただくべき経費（参加者の送迎車代、抹茶・お菓子代）などについては対象外。血圧計・体重計については、委員の皆さんから意見を頂き決定したい。

【主な意見】

- ・高齢者の方がいるので、体重計・血圧計の両方を対象にして良い。
- ・対象が高齢者に限定されているような感じがする。体重計・血圧計については、一般家庭にもあるものだし、参加者の中で持っている人がいるのではないか。
- ・市民の森は、自然の空気を吸い込め、五感で感じられるとてもよい環境。市民としても誇りに思える場所で、このような活動をやっていることは、弘前市として誇れるもの。
- ・体重計については、使う場面が少ないのかと思うが、血圧測定については、参加者が体調を崩された時に備え対象とすべき。

【採択結果】

採択（団体構成員に対する経費や構成員で対応可能な道具運搬費、お茶・お菓子・参加者送迎用車代等の参加者で負担していただくべき経費や体重計代については補助対象外）

●24：川沿いの街あるき・文化交流推進プロジェクト／ホロ弘前

【事務局案】

・川まち歩きの特産を作って中心市街地の賑わいを創出する主旨は良いが、ワークショップで整備した庭は、川街あるきの拠点として市民が気軽に利用できないこと、また、焼杉ワークショップについては、都市景観を向上させるが、その後の事業展開・継続性が見えないことから、対象事業として不適。

【主な意見】

・土淵川沿いを活性化する動きは良い。整備した庭を、市民が自由に使わせてもらえない状態であれば無理。とても大切な場所だし、もう少しやり方を考えれば対象に出来そう。

【採択結果】

取り組みは良いが、ワークショップ後の庭については、市民が気軽に利用できる環境の提供が難しいこと、また焼杉ワークショップについては実施後の継続性が低いものと判断。 ⇒ 不採択

●25：Wi - fi の街 弘前市／津維人の会

【事務局案】

・市内の飲食店に設置することで、特定の個人・団体が利益を受ける事業となるおそれがあり、公共施設に設置する場合にはセキュリティの強化が必要となる、子どもの有害サイトへの対策が考えられていない。設置による効果の検証がされておらず、機器の配置の計画性が低いことから、対象事業として不適。

【主な意見】

・インターネットを使う者には便利な事業内容だが、有害サイトのセキュリティについては、機械本体の設定によって、どの程度防げるかわからない。今の段階では対象にできない。
・有害サイトの対策は、学校や親が子ども達に指導すれば良いと説明しており、いかがなものかと感じた。

【採択結果】

事業による効果の検証、計画的・効率的配置の検討、子どもの有害サイト接続の対策が無く、また、市内の飲食店の設置した場合に、特定の個人・団体が利益を受ける可能性がある事業と判断。 ⇒ 不採択

●26：Twitter&facebook 講習会（津維人の会）

【事務局案】

・講習会の目的・対象、事業実施による効果の検証が不明瞭。経費の大半を占める講師謝礼・交通費は、企業向けに実施するもので公益性が低いことから、対象事業として不適。

【主な意見】

・企業として必要であれば自分たちでやるべき。
・インターネットは多くの情報が得られるが、正しい情報が誤った情報が判断できないもの。（この事業の実施により、Twitter と facebook が）市民に浸透するか効果が見えない。

【採択結果】

事業実施による効果が不明瞭、企業に対する講習会であり公益性が低いと判断。

⇒ 不採択

●27：震災避難者の身体と心のサポート／津維人の会

【事務局案】

・震災被災者のサポートは専門性が必要とされる。保健所と市で連携をとりながら訪問も行っている。同様の内容を、ボランティア活動で行われている例もある。今後申請団体の店舗を利用して欲しいという説明があり、収益事業に結びつく面もある。ニーズや協力者の面においても、計画に具体性が低い。対象事業として不適。

【主な意見】

・事務局案に賛成。

【採択結果】

事業計画に具体性（避難者のニーズ、協力者の確保）がないと判断。 ⇒ 不採択

●28：震災避難者と地域住民の掛け橋／津維人の会

【事務局案】

・経費の大半が講師の謝礼。ボランティアを活用することで実施が可能。住民のニーズや協力者の面において、計画に具体性が低い。対象事業として不適。

【主な意見】

・事務局案に賛成。

・27番の事業に関連している。

【採択結果】

事業計画に具体性（避難者のニーズ、協力者の確保）がないと判断。 ⇒ 不採択

●4：松木平夏まつり／松木平夏まつり実行委員会

10：駒越町会ふれ愛事業／駒越町会「ながながの会」

16：槌子町会ふれあい納涼祭・ニジマスつかみどり祭り／槌子町会

23：三省 SUN 太陽（サン）フェスティバル事業／三省地区地域活性化協議会

【事務局案】

・町会等が実施する地域の祭りに関する事業は、地域住民の親睦や交流を図り連帯感を深め、地域の活性化につながるため、対象事業としては適当。ただし、この事業を補助対象とした場合、経費については、一定の基準の下での判断が必要。

対象経費判断基準

- 飲食に関する経費（材料費・燃料費・提供するための設備等の借り上げ料）は対象外
- 余興的なものに係る経費（出演料・交通費）は対象外
- 実施する地域で協力できるもの（会場・テント・テーブル・椅子等）は無償で借りるべき

【主な意見】

・地域の祭りというのは人から補助を受けてやるものではない。どこの町会でも同じ問題を抱えながら、寄付や商店から賞品を出してもらうなど協力を得て工夫しながらやっている。もし、この事業を採択すると、次から次へ同じような申請がきて大変になる。おまつり系の事業4件全て対

象にしない方が良い。

- ・これこそがまちづくりの事業。まつりに余興はつきもの。その謝礼については、人数的なものを考えても、社会通念上は許される。
- ・「市街地」と「農村部」の違いがある。「農村部」にとっては、まつりが一つのコミュニティになっている。まつりを外しては、コミュニティが成り立たない。
- ・町会によっては、お店や企業も無く協力してくれる下地がないところもある。やろうと思ってもなかなかできず、町会が崩壊してしまっている状況がある。祭りを実施することで、普段見たことのない町内の人や帰省された方などが集まる、非常に良いもの。
- ・町会のコミュニティが崩れているのは現実。地域の活性化に、1%システムを活用させながら、弘前が町会のコミュニティを回復させていくのだという覚悟をすれば、来年から沢山申請がきても良いと思う。こういう頑張っている地域は応援したい。
- ・こういう事業を採択することについては賛成だが、使われ方については、厳密な精査は必要。採択するにしても、事業実施後、その効果に関してきちんと検証しなければならない。
- ・祭りは、どうしても不測の事態が生じるもの。経費の精査は必要であるが、経費を削減すると非常に使いにくくなる。地域を元気にする原動力あつてのこと。申請額どおり認めるべき。
- ・受益者負担、子ども達にお金の遣い方を覚えてもらうという理由で、町会の負担や参加者からお金をもらいながら苦勞してやっている町会がある。なかなかできない地域もあると思うが、申請書のまま全部認めるのはマズイ。かえって依存をもたらし、市民の自立性・自主性を奪うことになる。

【採択結果】

4件の事業について、採決にあたり、団体の申請額どおりで採択に賛成の意見と、事務局案の基準に従い経費について査定した上で採択に賛成の意見があり、多数決により決定。

経費を査定した上で採択に賛成多数（賛成9名）

下記に係る経費については対象外

- ・飲食に係る経費（材料費・燃料費・提供するための設備等の借り上げ料）
- ・余興的なものに係る経費（出演料・交通費）
- ・地域で協力できるもの（会場・テント・テーブル・椅子等）

ただし、4事業のうち10番「駒越町会ふれ愛事業」については、対象経費（運動教室経費及び事務経費）に対し、同額の収入が見込まれ補助金額が出ないため不採択。

7月25日審査結果（29事業のうち18事業）

採択とする事業	8事業
不採択とする事業	10事業

【1次募集事業の審査結果（29事業）】7月23、25日審査合計

採択とする事業	17事業
不採択とする事業	12事業